

第 66 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

平成 24 年 2 月 23 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相手方		権利の内容	放棄の理由
住所	氏名		
		徳島県営住宅の家賃1,882,900円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃1,502,700円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃457,400円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃23,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,784,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,244,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃201,800円に係る債権	同 上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。